

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の全部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第121号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の全部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の全部を次のように改正する。

京都市職員の兼職及び併任に関する規則

(市民税室に属する職員に係る兼職及び事務)

第1条 市税事務所市民税室(以下「市民税室」という。)に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、市税事務所納税室(以下「納税室」という。)の職員に兼職されたものとみなす。

2 前項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、市税に係る徴収金(市税に関する過料を含む。)の徴収に関する事務に従事させる。

(納税室に属する職員に係る兼職及び事務)

第2条 納税室に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、市民税室及び市税事務所支所の職員に兼職されたものとみなす。

2 前項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。

(1) 個人の市民税(京都市市税条例第32条の3の規定により特別徴収の方法により徴収するものに限る。次条第2項第2号において同じ。)に係る証明に関すること。

(2) 個人の市民税、固定資産税(償却資産に係るものを除く。)及び都市計画税に係る証明に関すること。ただし、地方税法第20条の10の規定に基づき交付する納税証明書に限る。

(3) 軽自動車税に係る徴収金の賦課に関すること。

(4) 軽自動車税に係る過料の決定に関すること。

(5) 軽自動車税に係る証明に関すること。

(6) 鑑札の交付に関すること。

(市税事務所支所に属する職員に係る兼職及び事務)

第3条 市税事務所支所に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、市民

税室及び納税室の職員に兼職されたものとみなす。

2 前項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。

- (1) 軽自動車税に係る徴収金（軽自動車税に係る過料を含む。）の徴収に関すること。
- (2) 個人の市民税に係る証明及び納税室の所管に属する証明（市税に係るものに限る。）に関すること。
- (3) 租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明に関すること。

（文化市民局地域自治推進室に属する職員に係る兼職及び事務）

第4条 文化市民局地域自治推進室に属する職員のうち次の表の左欄に掲げる職にある職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、同表の右欄に掲げる職に兼職されたものとみなす。

文化市民局地域自治推進室長	全ての区役所及び区役所支所（以下「区役所等」という。）の区民部担当部長
文化市民局地域自治推進室市民窓口企画課長及び同室郵送請求担当課長	市税事務所市民税室担当課長及び納税室担当課長並びに全ての区役所等の区民部市民窓口課担当課長
文化市民局地域自治推進室市民窓口係長	全ての区役所等の区民部市民窓口課担当係長

2 文化市民局地域自治推進室に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、市民税室、納税室及び全ての区役所等の区民部市民窓口課及び区役所出張所（以下「市民窓口課等」という。）の職員に兼職されたものとみなす。ただし、前項の規定により兼職されたものとみなされる職員を除く。

3 前2項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。

- (1) 戸籍に関する証明書及び身分証明書のうち、電子計算機の端末機から出力することができるものの交付に関すること。
- (2) 戸籍法その他の戸籍に係る法令に基づく報告、戸籍事務に係る調整並びに帳簿及び書類の管理及び点検に関すること。
- (3) 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項及び第2項並びに第15条の4第1項から第4項までの規定による次に掲げる書類の交付に関すること。

ア 住民票（除票を含む。以下この号及び次号において同じ。）に記録されている事項

を記載した書類

イ 住民票に記録されている事項に関する証明書

- (4) 戸籍又は住民票に記録されている事項に関する照会（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行われるものに限る。）のうち、電子計算機の端末機から出力することができる戸籍に関する証明書又は住民票の写しの交付をもって回答に代えることができるものに係る事務に関すること。
- (5) 市民税、固定資産税及び都市計画税に係る証明（次に掲げるものを除く。）に関すること。

ア 電子計算機の端末機から出力することができない事項に関するもの

イ 償却資産課税台帳に登録された事項に関するもののうち、電子計算機の端末機から出力することができるもの

- (6) 京都市印鑑条例の規定による個人の印鑑の登録を受けている者に係る同条例の規定による当該登録の証明（以下「印鑑登録証明」という。）に関すること。
- (7) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律による事務に関すること。ただし、文化市民局の所管に属するものを除く。
- (8) 個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関すること。

（京北農林業振興センター等に属する職員に係る兼職及び併任並びに事務）

第5条 京北農林業振興センター及び京北・左京山間部土木事務所に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、右京区役所京北出張所（以下「京北出張所」という。）の職員に兼職されたものとみなす。

2 上下水道局総務部西部営業所及び農業委員会事務局に属する職員（京北合同庁舎を勤務公署とする者に限る。）は、その職にある間、辞令を用いることなく、京北出張所の職員に併任されたものとみなす。

3 第1項の規定により兼職されたものとみなされる職員及び前項の規定により併任されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。

- (1) 広報及び広聴に関すること。
- (2) 災害対策に関すること。

（保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課及び子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室に

属する職員に係る兼職及び事務)

第6条 保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課に属する職員（本務として命じられたものに限る。）は、その職にある間、辞令を用いることなく、同部監査指導課，同局障害保健福祉推進室，同局生活福祉部生活福祉課及び保険年金課，同局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課及び介護ケア推進課，同局医療衛生推進室医療衛生企画課及び医療衛生センター並びに全ての区役所等の保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課，同部障害保健福祉課及び同部生活福祉課（以下「区役所等生活福祉課」という。）の職員に兼職されたものとみなす。

2 子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室に属する職員（本務として命じられたものに限る。）は、その職にある間、辞令を用いることなく、同局子ども若者未来部育成推進課及び子ども家庭支援課，同局幼保総合支援室並びに全ての区役所等の保健福祉センター子どもはぐくみ室（以下「区役所等子どもはぐくみ室」という。）の職員に兼職されたものとみなす。

3 前2項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、社会保障制度の適正化に関する事務に従事させる。

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課に属する職員に係る兼職及び事務)

第7条 保健福祉局生活福祉部生活福祉課に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、全ての区役所等生活福祉課の職員に兼職されたものとみなす。

2 前項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、生活保護法による費用等の返還及び徴収に関する事務のうち、保護が廃止された者に対するものに従事させる。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課に属する職員に係る兼職及び事務)

第8条 保健福祉局生活福祉部保険年金課に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、全ての区役所等の保健福祉センター健康福祉部保険年金課（以下「区役所等保険年金課」という。）及び京北出張所の職員に兼職されたものとみなす。

2 前項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。

- (1) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る徴収金（以下この項において「徴収金」という。）の徴収に関すること。
- (2) 徴収金の滞納処分に関すること。
- (3) 徴収金の嘱託及び受託に関すること。
- (4) 徴収金の欠損処分に関すること。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課及び保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センターに属する職員に係る兼職及び事務)

第9条 保健福祉局生活福祉部保険年金課に属する職員(診療放射線技師に限る。)は、その職にある間、辞令を用いることなく、保健所の医療衛生推進室医療衛生企画課(以下「保健所医療衛生企画課」という。)及び同室医療衛生センター並びに全ての保健センターの健康福祉部健康長寿推進課(以下「保健センター健康長寿推進課」という。)の職員に兼職されたものとみなす。

2 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センターに属する職員(診療放射線技師に限る。)は、その職にある間、辞令を用いることなく、保健所医療衛生企画課及び全ての保健センター健康長寿推進課の職員に兼職されたものとみなす。

3 前2項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。

(1) 病院、診療所及び助産所の立入検査に関すること。

(2) 診療放射線業務に関すること。

(区役所等の地域力推進室に属する職員に係る兼職及び事務)

第10条 区役所等の地域力推進室(以下「地域力推進室」という。)の担当係長(電話交換手に限る。)は、その職にある間、辞令を用いることなく、当該地域力推進室以外の全ての地域力推進室の職員に兼職されたものとみなす。

2 前項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、区役所等における電話交換の業務に関する事務に従事させる。

(左京区役所地域力推進室及び伏見区役所地域力推進室に属する職員に係る兼職及び事務)

第11条 次の表の左欄に掲げる室に属する職員(電話交換手に限る。)は、その職にある間、辞令を用いることなく、同表の右欄に掲げる室の職員に兼職されたものとみなす。

左京区役所地域力推進室	北区役所地域力推進室, 上京区役所地域力推進室, 中京区役所地域力推進室, 東山区役所地域力推進室, 山科区役所地域力推進室及び下京区役所地域力推進室
伏見区役所地域力推進室	南区役所地域力推進室, 右京区役所地域力推進室, 西京区役所地域力推進室, 西京区役所洛西支所地域力推進室, 伏見区

役所深草支所地域力推進室及び伏見区役所醍醐支所地域力推進室
-------------------------------

2 前項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、同項の表の左欄に掲げる室の区分に応じ、同表の右欄に掲げる室の属する区役所等における電話交換の業務に関する事務に従事させる。

(市民窓口課等に属する職員に係る兼職及び事務)

第12条 区役所等の区民部市民窓口課長は、その職にある間、辞令を用いることなく、市税事務所市民税室担当課長、固定資産税室担当課長及び納税室担当課長並びにこの項の適用を受ける職員が属する区役所等以外の全ての区役所等の区民部市民窓口課担当課長に兼職されたものとみなす。

2 市民窓口課等に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、市民税室及び納税室並びに当該市民窓口課等以外の全ての市民窓口課等の職員に兼職されたものとみなす。ただし、前項の規定により兼職されたものとみなされる職員を除く。

3 区役所等の区民部市民窓口課に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、市税事務所固定資産税室の職員に兼職されたものとみなす。ただし、第1項の規定により兼職されたものとみなされる職員を除く。

4 前3項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。ただし、区役所出張所に属する職員にあつては第5号に掲げる事務（証明書の交付を請求された時点においては電子計算機の端末機から出力することができない事項のうち、税務職員が当該事項を入力することにより一時的に電子計算機の端末機から出力することができる事項に係る証明に関するものに限る。）及び第6号に掲げる事務に、電子計算機の端末機を設置していない区役所出張所に属する職員にあつては第7号に掲げる事務に従事させないものとする。

(1) 他区域（本市の区域のうち、当該職員が本来属する市民窓口課等の所管区域以外の区域をいう。以下この項において同じ。）内に本籍を定める者に係る戸籍に関する証明書及び身分証明書のうち、電子計算機の端末機から出力することができるものの交付（電子情報処理組織による戸籍に関する事務を行う市民窓口課等（当該事務を行う区役所に設置する出張所を含む。）における交付に限る。）に関すること。

(2) 次に掲げる証明書の交付（電子情報処理組織による戸籍に関する事務を行う市民窓口課等（当該事務を行う区役所に設置する出張所を含む。）における交付に限る。）に

関すること。

ア 当該職員が本来属する市民窓口課等が属する区役所に設置する市民窓口課等（当該職員が本来属する市民窓口課等を除く。）において受理した戸籍に関する届書の受理証明書

イ 当該職員が本来属する市民窓口課等が属する区役所に設置する市民窓口課等（当該職員が本来属する市民窓口課等を除く。）において受理し、又は送付を受けた戸籍に関する届書の記載事項証明書

(3) 他区域内に住所を有する者に係る第4条第3項第3号に規定する書類の交付に関すること。

(4) 他区域から当該職員が本来属する市民窓口課等の所管区域への住所の変更に係る転出届の受理、転出証明書の作成及び交付並びに住民票の消除に関すること。

(5) 市民税、固定資産税及び都市計画税に係る証明（次に掲げるものを除く。）に関すること。

ア 電子計算機の端末機から出力することができない事項に関するもの

イ 償却資産課税台帳に登録された事項に関するもののうち、電子計算機の端末機から出力することができるもの

(6) 固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税に係る閲覧に関すること。

(7) 他区域を所管する区長から京都市印鑑条例の規定による個人の印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録証明に関すること。

（区役所等保険年金課に属する職員に係る兼職及び事務）

第13条 区役所等保険年金課に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、当該区役所等保険年金課以外の全ての区役所等保険年金課及び京北出張所の職員に兼職されたものとみなす。

2 前項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、国民健康保険の被保険者の他区域（本市の区域のうち、当該職員が本来属する区役所等保険年金課の所管区域（以下この項において「所管区域」という。）以外の区域をいう。）から所管区域への住所の変更に係る国民健康保険法施行規則の規定による届出に関する事務で、当該職員が本来属する区役所等保険年金課以外の区役所等保険年金課及び京北出張所の所管に属するものに従事させる。

(区役所等子どもはぐくみ室等に属する職員に係る兼職及び事務)

第14条 区役所等子どもはぐくみ室、京北出張所及び伏見区役所神川出張所（以下「神川出張所」という。）に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課の職員に兼職されたものとみなす。

2 前項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、京都市子ども医療費支給条例第4条第2項の規定による医療費の受給資格の認定に関する事務（市長が別に定めるものに限る。）に従事させる。

(区役所等子どもはぐくみ室に属する職員に係る兼職及び事務)

第15条 区役所等子どもはぐくみ室に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、当該区役所等子どもはぐくみ室以外の全ての区役所等子どもはぐくみ室、京北出張所及び神川出張所の職員に兼職されたものとみなす。

2 前項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務で、当該職員が本来属する区役所等子どもはぐくみ室以外の区役所等子どもはぐくみ室、京北出張所及び神川出張所の所管に属するものに従事させる。

- (1) 児童手当に関する認定の請求、届出その他の手続の受付に関すること。ただし、本市の職員に係るものを除く。
- (2) 京都市子ども医療費支給条例による医療費に関する申請、届出その他の手続の受付に関すること。
- (3) 高校生等に対する学用品購入等の助成金及び入学支度金に関する申請、届出その他の手続の受付に関すること。

(京北出張所に属する職員に係る兼職及び事務)

第16条 京北出張所に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、市民税室、納税室、全ての区役所等保険年金課、全ての区役所等子どもはぐくみ室及び神川出張所の職員に兼職されたものとみなす。

2 前項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次の各号に掲げる兼職されたものとみなす職員の区分に応じ、当該各号に掲げる事務に従事させる。

- (1) 市民税室及び納税室の職員 市民税、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税に係る証明に関すること。
- (2) 区役所等保険年金課の職員 国民健康保険の被保険者の他区域（本市の区域のうち、



京北出張所の所管区域以外の区域をいう。) から京北出張所の所管区域への住所の変更に係る国民健康保険法施行規則の規定による届出に関する事務で、区役所等保険年金課の所管に属するものに関する事。

- (3) 区役所等子どもはぐくみ室及び神川出張所の職員 第15条第2項各号に掲げる事務で、区役所等子どもはぐくみ室及び神川出張所の所管に属するものに関する事。  
(神川出張所に属する職員に係る兼職及び事務)

第17条 神川出張所に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、全ての区役所等子どもはぐくみ室及び京北出張所の職員に兼職されたものとみなす。

- 2 前項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、第15条第2項各号に掲げる事務で、区役所等子どもはぐくみ室及び京北出張所の所管に属するものに従事させる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(関係規則の一部改正)

- 2 京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則」を「京都市職員の兼職及び併任に関する規則」に、「第1条第3項」を「第12条第1項又は第2項」に、「兼職規則第2条第3項」を「同条第4項」に、「第1条第5項」を「第4条第1項又は第2項」に、「兼職規則第2条第5項」を「同条第3項」に改め、同条第2項中「第1条第3項又は第7項」を「第12条第1項から第3項まで又は第16条第1項」に、「第2条第3項又は第7項」を「第12条第4項又は第16条第2項第1号」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「第2条第5項」を「第4条第3項」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「第2条第3項」を「第12条第4項」に改める。

(行財政局人事部人事課)